

職員からの苦情相談に関する規則

平成19年3月30日

公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号に規定する苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員（離職した職員であって離職から6月を経過していないもの（以下「離職した職員」という。）を含む。次条第1項において同じ。）は、浜田地区広域行政組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定による採用に関する苦情相談

(事案の処理)

第3条 公平委員会は、苦情相談を受けたときは、当該苦情相談に関する事項について調査の上、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）その他の関係当事者に対し、助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が苦情相談に係る措置の継続を求める場合において、当該苦情相談の解決の見込みがないと認めるときその他苦情相談に係る措置を継続することが適当でないと認めるときは、当該苦情相談を打ち切るものとする。

3 苦情相談について、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2の規定による不服申立てが受理されたときは、当該苦情相談は打ち切られたものとみなす。

(相談員)

第4条 公平委員会は、苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会の事務職員の中から、苦情相談を受けて処理する者（以下「相談員」という。）を指名する。

(記録の作成等)

第5条 相談員は、苦情相談ごとに記録を作成し、その概要及び処理状況について公平委員会に報告しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第6条 任命権者は、職員が苦情相談を行ったこと、調査に協力したこと等に起因して、職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（公平委員会及び任命権者の協力）

第7条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。